

親権・監護権に関するシンガポール法令の調査報告書

概説

執筆者 伊藤 弘子
執筆協力者 大川 謙蔵
執筆協力者 清末 愛砂
2019年9月

1 シンガポールの社会的概況

シンガポールは、1824年から英国の植民地支配を受け、イングランド法の移植を受けた。1959年に自治州として認められ、1963年のマレーシア連邦（以下、マレーシアという。）成立時には、その一州とされていたが、1965年に分離し、シンガポール共和国として独立して現在に至る。いずれの国も、マレー系、タミル民族の南インド系そして華人系住民が多いが、マレーシアにはマレー系およびムスリムが多いのに対して、シンガポールは華人系がもっとも多い点に特徴がある。シンガポールの人口統計では、外国籍の定住者を含めた人数を総人口として計上し、永住権を有する外国人定住者をシンガポール居住者（resident）に含めている。2018年の人口は563万8,676人中、シンガポール市民は347万1,936人、永住者が52万2,347人、非居住者（単純労働者として在留する外国人）が164万4,393人とされる¹。シンガポールの民族構成は、居住者中で、中華系296万9,281人（74%）、マレー系53万5,824人（14%）、インド系36万5,288人（9%）、その他12万8,650人（4%）である。宗教別人口は、2010年統計²であるため、参考値であるが、310万5,748人中、無宗教が52万7,553人、仏教が103万2,879人、道教は33万9,149人、イスラームは45万7,435人、ヒンドゥー教が15万7,854人、シク教が1万7,444人、キリスト教は56万9,244人（内、カソリックは21万9,133人）、その他1万8,911人である。

なお、公用語はマレー語、北京語（マンダリン）、タミル語および英語と憲法で定められている（憲法第153A条）が、英領であったことおよび政治・経済的な利点から英語教育が進められ、法律言語も英語である。

シンガポールの家族法の特徴として、（1）多民族国家で、イングランド型の一般法と並び固有法であるムスリム法も一部成文化化され、法多元性を呈するという点に並び、（2）外国籍住民および国際結婚の多さを挙げることができよう。

マレーシアでは、ムスリムが国民の過半数を占め、連邦の宗教としての地位を与えられているが、シンガポールは世俗国家で、基本的にはイングランド型コモン・ローの法制をとる。ただし、ムスリムには、ムスリム法施行法(The Administration of Muslim Law Act)が、ムスリム法の適用を認めている。

¹ <https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/population>. および 2018 Population Trend を参照。
<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2018.pdf>

² 最新の宗教別人口は、2010年センサスによる数値で確認できる。
https://www.singstat.gov.sg/publications/cop2010/census10_stat_release1.

東南アジアにおける海路の拠点という利点を生かしつつ、無資源の小国家という弱点を克服するために、シンガポールは高度人材と、工業化に必要な単純労働者の双方の枠に外国人を受け入れる政策をとってきた³。シンガポール政府が公表したデータによると、2018年の婚姻数は、一般法である女性憲章による婚姻挙行数が27,007件、居住者による婚姻数はこのうち25,392件、女性憲章により挙行された異なる民族に属する男女間の婚姻は全婚姻数の22.4%を占め、ムスリム法により挙行された婚姻は5,699件、このうちマレー系男女によるものが2,903件、インド系男女が226件、その他が368件、異なる民族に属する男女間の婚姻が2,202件とされている⁴。この統計では、国籍に基づく分類ではなく、永住外国人を含めた居住者の民族毎の数値が示されているため、国際結婚の挙行数や当事者の国籍は明らかでなく、マレー系男女による婚姻には、例えばマレー系シンガポール人とマレー系マレーシア人のような国際結婚が含まれている可能性がある。また、シンガポールにおける国際結婚数の多さ（婚姻件数全体の40%程度）と共に、国際結婚の内訳としてシンガポール人男性と外国人女性との婚姻数が、シンガポール人女性と外国人男性との間の婚姻数をはるかに上回ることが知られている⁵。

ただし、いわゆる外国人単純労働者とシンガポール人との在留や就労等の便宜を得ることを目的とした婚姻(sham marriage)は、移民法 (Immigration Act, 第 57C) により禁止されている。このような婚姻は、いわゆる仮装婚ではなく、婚姻の実体があったとしても、外国人たる相手方の入国、在留および就労の便宜を目的として挙行された場合には、婚姻当事者および仲介者は、たとえシンガポール国外で婚姻挙行がなされていた場合でも移民法の規制対象とされる。女性憲章の第37条も同様に婚姻挙行に際して虚偽の宣言を行なった場合に罰金および禁錮と定める。このような婚姻に基づき入国を許可された外国人配偶者は、その事実が判明した場合には在留許可または就労許可を取り消され、シンガポールからの退去を命じられる。

永住権を持たない外国人で、いわゆる単純労働者として在留する非居住者には、従来マレーシア人が多かったが、マレーシア人に続いて中国、インドネシア、インドおよびパキスタン出身者が多くなり、この他にもバングラデシュ、タイ、ミャンマー、フィリピン、スリランカ、香港、台湾、マカオ、韓国および中国からの労働者が増加しているとされる⁶。女性の社会進出促進と急速に進展する高齢化への対策として、1990年代にアジアの女性家事労働者の導入が進められ、バングラデシュ、カンボジア、香港、インド、インドネシア、マカオ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、スリランカ、台湾およびタイ人の女性労働者が人材省 (Ministry of

³ 労働許可証をとった外国人労働者数は、2018年末の時点で138万6,000人である。
<https://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>.

⁴ <https://www.singstat.gov.sg/publications/population/marriages-and-divorces>.

⁵ An occasional paper on Marriages Between Singapore Citizens and non-Singapore Citizens 1998-2008, <https://www.strategygroup.gov.sg/occ-paper---marriages-between-citizens-and-non-citizens-1998-2008---fin.pdf>, Gavin W. Jones, International Marriage in Asia: What Do We Know, and What Do We Need to Know?, Asia Research Institute Working Paper Series No.174, p. 4, http://www.ari.nus.edu.sg/wps/wps12_174.pdf.

⁶ <https://esa.un.org/migmgmprofiles/indicators/files/Singapore.pdf> および <http://apmigration.ilo.org/news/singapore-and-foreign-workers>.

Manpower) の定める要件に基づいて在留および就労している⁷。就労許可の申請時に、シンガポール人および永住者と婚姻および同居をしないこと、並びに在留中に妊娠および出産もしないことの宣誓書の提出が求められ、前述のように違反者は退去強制処分を受け、再入国が認められないが、婚姻・生殖の自由の制限が重大な人権侵害であるとして批判されている⁸。妊娠を理由に退去強制処分される外国人女性家事労働者は、毎年100人程度とされ⁹、シンガポール人および永住者に対する扶養請求等の問題が生じる可能性がある。

シンガポール統計局(Department of Statistics Singapore)の2018年統計¹⁰によると、2000年代になってから婚姻件数は横ばいで2018年には、前年度の1%増にとどまり、急激な少子化および高齢化が進んでいる。外国人労働力への依存は、家内労働、医療や託児の分野でさらに高まる。

シンガポール人労働者の海外志向も強く、マレーシア、オーストラリア、英国、米国およびインドネシアへ出国している¹¹。ここから、シンガポールは国内およびシンガポール人自身のグローバル化が非常に高く、渉外的な家事事件も今後一層増加するであろうと考えられる。

2 シンガポール家族法の概況

現在のシンガポールを中心としたマレー半島南部は、15世紀頃にマレー系ムスリムの国家であるマラッカ王国が栄えた。中東やインドからのムスリム商人が海のシルクロードの拠点たるマラッカ王国を訪れ、交易と共にイスラーム教の布教が行われた。マラッカ王国は土着慣習法とイスラーム法の混合したマラッカ法を編纂し、1511年のポルトガル軍の侵攻による王国滅亡後、ジョホール王国が建国されたが、マラッカ法は、東南アジアのムスリム法に影響を与えた。

1819年に英国人の東インド会社員トーマス・ラッフルズの尽力でジョホール王国からシンガポールの割譲を受け、1824年の英蘭協約に基づき旧オランダ領だったマレー半島南部における支配体制が確立し、イギリス東インド会社は、ベナン、マラッカおよびシンガポール植民地を統合して海峡植民地(Straits Settlements)を形成した。海峡植民地は、当初イギリス東インド会社の拠点であるベンガル総督府の管轄とされたが、1867年からはイギリス植民地省の管轄に移され、知事は英国から派遣されるようになった。

1896年に4つのマレー系スルタン国から成るマレー連合州が成立し海峡植民地と共に英領マラヤとなった。第二次世界大戦中は、日本軍による占領を受けた後、1946年にシンガポールのみが英国王直轄地とされた。

⁷ <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/eligibility-and-requirements/fdw-eligibility>.

⁸ <https://www.hrw.org/sites/default/files/reports/singapore1205wcover.pdf>, pp.89-90.

<https://asiapacific.unwomen.org/es/focus-areas/women-poverty-economics/migrant-workers/virtual-hub/~media/557344D4FE214E48ACFB7CA9BE4C6F05.ashx>.pp.116-117.

⁹ <https://www.straitstimes.com/singapore/maids-fear-losing-job-when-they-get-pregnant>.

¹⁰ <https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2018.pdf>.

¹¹ UNICEF, Migration Profiles, p.2, <https://esa.un.org/migmmgprofiles/indicators/files/Singapore.pdf>.

植民地時代の英法移植は、1826年の第2司法勅許状（Second Charter of Justice）に基づいたエクイティによる緩和をとまなうコモン・ローを基本として行われた。英領インド帝国では植民地におけるモデル法が立法され、各地の植民地に移植されたが、そのような例としてシンガポールにも移植されているインド刑法（Indian Penal Code）をあげることができる。一般的に、英領植民地では、各地の植民地における移植の過程において、家族関係については現地の固有の宗教・風習・慣習の適用を認めながら徐々にイングランド法原理を移植していった¹²。そのような成文化化され移植された例としてキリスト教徒婚姻条例（Christian Marriage Ordinance）および民事婚条例（Civil Marriage Ordinance）が制定されたのに対して、各当事者が所属するコミュニティの法として、婚姻については華人の慣習、南インド出自のヒンドゥー教徒についてヒンドゥー教徒法、マレー系、インド系その他のムスリムについてムスリム法、ユダヤ教徒法の固有法の効力も引き続き認められた。親子関係については、コモン・ローとエクイティに基づく英法を適用し、英法をモデル法とした成文化化が行われた¹³。

1942年から1945年にかけて、シンガポールは日本軍が占領し統治したが、日本法の移植は行われなかった。

1959年から1963年までの自治州時代に制定された家族法である女性憲章（Women's Charter）は、現在でもシンガポールの主要な家族法である。イギリスの植民地支配における重要課題の1つは、固有法における一夫多妻制を廃止し、本国同様に一夫一婦制に基づく登録制の法律婚とすることであった。慣習法上の女性の地位や権利の向上をはかり、一夫一婦制を貫徹するために、まずキリスト教徒婚姻条例および民事婚条例で英法の婚姻挙行および夫婦間の法律関係の整備をはじめ、既婚女性の財産条例（Married Women's Property Ordinance）を施行し、女性憲章の制定により、一般法を統一したのである。女性憲章の施行により、いわゆる家族法分野一般についてキリスト教やヒンドゥー教の宗教法・慣習法は廃止された。1965年の独立を経て、現在まで英領時代からの法に効力が認められており、数回の改正を経て現在も女性憲章が家族法の主たる法源である。固有法はムスリムについてのみ成文化化されており、1966年ムスリム法施行法が適用される。

家族に関する主要な現行法は、次のとおりである。

【一般法】

- 1961年 女性憲章（Women's Charter, Chapter 353）最終改正2016年2月29日

¹² 植民地支配を開始する以前から土着の固有法が存し、効力を有していた場合には、英法の正義にかなう限り、固有法の効力を認め、非近代的で正義の原則に合致しないものは判例および成文法で修正をした。行政法、刑法、訴訟法等は原則として英法を移植し、固有法と置換したが、家族や宗教に関する法や慣習法は徐々に英法に近づいていった。イングランド法型のキリスト教徒法の婚姻制度の法整備から着手し、これをベースとして一般法化する過程は、インドにおける法整備と共通している。

¹³ 清末愛砂「シンガポール」『親権法の比較研究』床谷文雄・本山敦編，日本評論社，2014年，105頁。

- 1934年 嫡出法(Legitimacy Act, Chapter 162) 最終改正1987年3月30日
- 1934年 未成年者後見法 (Guardianship of Infant Act, Chapter 122) 最終改正1985年3月30日
- 1939年 子ども養子縁組法 (Adoption of Children Act, Chapter 4) 最終改正2012年3月31日
- 1967年 無遺言相続法 (Intestate Succession Act, Chapter 146) 最終改正2013年12月31日
- 1993年 子ども及び若者法 (Children and Young Persons Act, Chapter 38) 最終改正2014年10月1日
- 1995年 両親扶養法 (Maintenance of Parents Act, Chapter 167B) 最終改正1996年4月30日
- 1993年 イギリス法適用法 (Application of English Law Act, Chapter 7A) 最終改正1994年3月15日
- 2014年 家庭司法裁判所法 (Family Justice Act 2014, No.27 of 2014) 最終改正2016年6月10日

【固有法】

- 1966年 ムスリム法施行法 (Administration of Muslim Law Act, Chapter 3) 最終改正2009年10月31日

家族法の主たる法源は女性憲章であり、ムスリム以外については統一して一般法として適用される。イギリス法適用法は、1993年11月12日以前のシンガポール法を部分的に構成していたコモン・ローに、シンガポールの状況と住民に合わせた修正を加えながら引き続き効力を認める(第3条第1, 2項)。

女性憲章は、第1条で定められる略称であり、正式名称を「一夫一妻婚とそのような婚姻の挙式や登録を規定し、離婚、既婚者の権利と義務、家族の保護、妻と子どもの扶養、女性や女兒に対する犯罪の処罰に関連する法を修正および整理し、これらに付随する事項を規定するための法」

(Act to provide for monogamous marriages and for the solemnization and registration of such marriages : to amend and consolidate the law relating to divorce, the rights and duties of married persons, the protection of family , the maintenance of wives and children and the punishment of offences against women and girls : and to provide for matters incidental thereto) という。全186条であり、その構成は、一夫一妻婚(第2編)、婚姻の成立要件(第3編)、婚姻登録(第4, 5編)、夫婦間の権利義務(第6編)、家族の保護(第7編)、扶養(第8, 9編)、離婚(第10編第1章)、法定別居(第10編第2章)、婚姻無効(第10編第3章)、夫婦財産(第10編第4章)、子の福祉(第10編第5章)、女性および少女に対する犯罪(第11編)等を定める。本法の立法趣旨として、旧来の慣習法における一夫多妻の廃止と、女性および子どもの権利保護があり、弱者保護上の実効

性を確保するために、いわゆる公法である女性および子どもに対する犯罪に関する規定も含まれている。

ムスリム法施行法は、シンガポール・イスラーム教評議会（Majlis Ugama Islam Singapura, Islamic Religious Council of Singapore）の設置および組織、シャリア裁判所の設置と管轄事項、ムフティ（Mufti）およびカジ(Kadis)¹⁴の任命、モスク・宗教学校、ハラール認証、婚姻・離婚・相続、改宗および、本法への違反行為について定める。シンガポールのムスリム法は、この地域の慣習法と英法の影響を受け、本法においても婚姻準備プログラムや婚姻適齢、婚姻登録制度、夫の宣言によるタラク離婚の制限等、当事者の保護の観点から一般法に近づけた規定が置かれている。ただし、本法においていわゆる家族に関する規定は、夫婦間の法律関係を中心としており、かつ当事者の双方がムスリムであることおよびムスリム法で婚姻挙行した場合のみを適用対象としている（第89条）。夫の一方的な宣言による離婚は、本法第46B条で、シャリア裁判所への申請および認可を経なければならないと定められる。妻は、シャリア裁判所に裁判離婚の請求をすることができる（第47-50条）。ムスリム法では、男性の複婚は可能である（妻4人まで）。

夫婦間およびその子どもの扶養には女性憲章が適用され、この点において一般法で統一されている。したがって、ムスリム法で婚姻した夫婦およびその子どもの監護に関わる紛争には、ムスリム法は適用されず、一般法が適用される。

3 家事事件を管轄する裁判所

2014年の家庭司法裁判所法（Family Justice Act）は、1995年に設置されていた家庭裁判所を再編した。家庭司法裁判所法によって、高等裁判所家事部（High Court (Family Division)）、家庭裁判所（Family Court）および若者裁判所（Youth Court）から成る家庭司法裁判所（Family Justice Court）が一般法の適用される家事事件を管轄することになった。若者裁判所は16歳未満の未成年者が行ったとされる犯罪および16歳未満の未成年者のケアおよび保護に関する手続を管轄する。離婚、監護、養子縁組および相続に関する家事事件には、家庭裁判所(Family Court)が管轄を有し、上訴裁判所は高等法院および控訴院である。家庭裁判所の判事は、家事事件および未成年者に関連する事件を扱うための訓練を受けた者が任命され、カウンセラー、ソーシャル・ワーカーおよび心理学者と共に事件にあたる。

ムスリム法施行法で設置されたシャリア裁判所は、ムスリムおよび同法により婚姻した夫婦の婚姻、離婚、婚約、婚姻無効、法定別居、離婚または婚姻無効に伴う財産の分割、婚姻に際して花嫁と花婿相互間の贈与について管轄を有する（第35条）が、1999年改正で新設された第35A条によって、当事者の一方が、その選択により、離婚に際しての財産分割および子どもの監護に関する民事手続を家庭裁判所に申立てることができるようになった。シャリア裁判所では

¹⁴ イスラーム法の法源の1つであるファトワを発する権限がある法学者をムフティといい、シャリア裁判所の裁判官をカジと呼ぶ。カジは、ムスリムの婚姻登録官としても認められる。

なく家庭裁判所による手続を選択する場合、離婚および法定別居等の手続における子の監護について適用される法は女性憲章である¹⁵。

4 シンガポール親子法の特徴

(1) 親子関係

旧宗主国である英国では、かつてコモン・ローにおいて妻は婚姻に基づいて夫の人格と一体化するとされ、嫡出子と非嫡出子を厳格に区別し、後者に対する不平等扱いをしていた。未成年嫡出子の自然後見人（natural guardian）は父であり、親権（parental authority）も父のみに認められていた。エクイティにより裁判所が未成年者の利益保護のための決定をするようになり、シンガポールにおいても、この原則が移植された¹⁶。1826年に第2司法勅許状によって「プリンス・オブ・ウエールズ島¹⁷、シンガポールおよびマラッカ裁判所」（Court of Judicature at Prince of Wales' Island, Singapore and Malacca）が設置され、英国の大法官裁判所と同様に、未成年者保護に関する管轄を認められ、海峡植民地に徐々にイングランド法型の親子関係に関する成文法が制定されるようになった。そのような例として、1907年の海峡植民地民事訴訟典条例（Straits Settlements Civil Procedure Code）における未成年の子とその財産の後見人の規定、海峡植民地裁判所条例（Straits Settlements Courts Ordinance）における海峡植民地最高法院の後見人選任権をあげることができる。

1946年に、シンガポールが直轄植民地になったことにより、シンガポール植民地高等法院・控訴院（Court of Singapore High Court and Court of Appeal）が設置され、必要に応じて後見人に関する命令を発した。英国法をモデルとして1965年に未成年者後見法が制定され、子の後見人に関する父の優位性が否定され、親子関係について父母の平等がもたらされた。

現在、シンガポールでは成年年齢はコモン・ローにより21歳とされる。ただし、要保護対象である「子ども」としての定義は、各法により異なり、婚姻が可能な最低年齢は18歳（ただし初婚の場合には親の同意を要する。女性憲章第9条）とされ、21歳未満の未成年者に対する養子縁組（子どもの養子縁組法第3条第2項）、監護権者の指定（未成年者後見法第3条）および婚姻事件の手続における監護権者指定（女性憲章第122条）について裁判所の決定を必要とすると定めている。

一般法である女性憲章の第46条第1項が、子の福祉に焦点をあてた新しい親子関係を導入したことにより、成文法ではかなりの分野において嫡出子と非嫡出子の差別的取扱いは解消されたが、女性憲章第13条の未成年者の婚姻への同意および無遺言相続における差別的取扱いは残っている。コモン・ローのもとでの嫡出子としての身分は、父母の有効な婚姻中に、その男女の間の子として出生もしくは懐胎されたことに基づいて認められる。この原則は1826年の第2

¹⁵ Leon Wai Kum, "Elements of Family Law in Singapore", 2nd ed., LexisNexis, 2013, pp.320-321.

¹⁶ 清末・前掲書112頁。

¹⁷ 現在のマレーシアにあるペナン島の旧名。

司法勅許状によりシンガポールでも効力を認められ、現在に至るまで廃止・改正されていないが、次の3つの要件を充足する必要があるとされる。すなわち、(1) 誰が母か、(2) 誰が父か、そして(3) 懐胎または遅くとも分娩までの間に父母が有効な婚姻をしていたことが証明できれば、子は嫡出子とされる。1890年証拠法(Evidence Act)は、施行当時から、第114条に嫡出推定の規定を置いてきたが、改正を経て、現行法では、(1) 子の母が、子の出生時に有効な婚姻をしていた、(2) 子の母が、有効な婚姻を解消してから280日以上経過していないことと定める。

ただし、本稿の対象である子の監護(女性憲章第125条)および後見(未成年者後見法第3条)については、子と父母との関係、すなわち嫡出であるか否かを問わず、子の福祉の観点を強調する。

英国の1989年子ども法(Children Act 1989)における親責任(parental responsibility)と異なり、シンガポール法では成文法上に明確に親権概念から親責任概念への転換が現れているわけではないが、女性憲章は、もともと女性の権利保護と旧来の親権概念からの転換を目指して立法され、父母には、その子に対する養育および供給上の責任(parents' responsibility to care and provide for the child)があり、父母の双方は自らの努力が子の福祉を実現するのだという意識をもって行動しなければならないという立法趣旨があった¹⁸(女性憲章第46条第1項)。このため、1961年の制定当時から、女性憲章では父母が子に対して権利というより何らかの義務を、責任を果たすために共同で履行(jointly co-operate)しなければならないとされている¹⁹。

1985年の未成年者後見法の改正時にも、子の福祉の至高性が強調され、子の監護、養育、子に属する財産や子のために保管されている財産管理、またはそこから得られる収益の処理に関する判断をする際に、裁判所は子の福祉を「第一かつ至高のものとして考慮」(the first and paramount consideration)しなければならないとされる(未成年者後見法第3条)。2014年に制定された家庭司法裁判所法も離婚や離婚に際する子の監護権者指定のプロセスおよび離婚後においても、この夫婦間の子の福祉を考慮して決定すべきとされている。

シンガポール法においては、監護(custody)と同時に親権の語も用いられ、法律概念の定義の上で混乱が生じていた²⁰。一般的に親権の対象とされるのは、所有、懲戒、宗教・教育・労働に関する決定、子どもの財産管理、法定代理人、子への医療行為に対する同意、子の婚姻への同意、

¹⁸ Leon Wai Kum, Fifty Years and More of the Women's Charter of Singapore, Singapore Journal of Legal Studies [2008] pp.17-19.

¹⁹ 第46条(1)項(制定時は第45条)の父母の義務は、草案の議会提出時には1907年のスイス民法典に倣ったものであると説明された。Leon Wai Kum, op.cit., p.597.

²⁰ Chan Wing Cheong, Custody Orders, Parental Responsibility and Academic Contributions: CX v CY (Minor : Custody and Access). Singapore Journal of Legal Studies, December 2005 issue. pp.408-409. なお、親権という用語を「親権への法的な要請(legal demand of parental responsibility)」と用いて、親の義務としての意味合いを表示する文献もある。Leon Wai Kum, From Substantive Law towards Family Justice for the Child in Divorce Proceedings in Singapore, (2018) 30 SAclJ (Singapore Academy of Law), p.605.

子の出生および名前の登録，苗字の変更，養子縁組等である。ただし，親権から親の義務を重視した概念へと変化していき，子の監護，世話と監督，および面会に関連した決定が蓄積するにしたがって，判例法が確立してきた。2005年のCV v CV控訴院判決²¹は，この点におけるリーディング・ケースで，離婚に際して親責任は世話と監督，そしてその他の監護（residual custody）に分けた。世話と監督とは，父母の離婚に際して，子と同居する親が，子の毎日の生活に必要な，就寝時間や飲食等に関するさまざまな決定を行うことをいう。シンガポールにおける監護とは，このような世話と監督を意味せず，長期的視野で，子どもの人生に大きなインパクトを与えるような重大な決定をすることを可能にする概念であり，重大な手術を受けるか，どのような教育を受けいずれの学校に進学するか等の決定権を含む²²。アクセスは，非同居親が定期的な連絡を子ともつことをいう。

2015年のBNS v BNT事件²³では，シンガポール控訴審裁判所が，子の福祉は「子どもの福祉に直接的に関係する全ての手続に通る金糸」（golden thread that runs through all proceedings directly affecting the interests of children）と表現したように，離婚手続の際だけでなく，離婚後も長期的に，父母が子の福祉を常に意識し行動すべきであるとされる。シンガポールの判例法における子の福祉とは，子どもの財産等だけではなく，子どものモラルおよび宗教上の健全さ，幸福，癒しと安全を指すとされる²⁴。

5 法定別居および離婚手続における子の監護に関する扱い

（1）理念

女性憲章第46条第1項の「婚姻の挙行にあたり，夫と妻は，その結合の利益の保護および子どもの世話や扶養において，互いに協力するよう相互に義務を負う」（Upon the solemnization of marriage, the husband and the wife shall be mutually bound to co-operate with each other in safeguarding the interests of the union and in caring and providing for the children）には，夫婦が，婚姻関係を結ぶにあたって，各々が良好な co-operative partnership の関係を継続していく努力をすることと，その二人の間の子のペアレンティング（parenting）について，子の心身の健康（well-being）のために，父母の双方が常に協力することを求めている²⁵。

法定別居または離婚により父母の結合が解消されても，父母各々の子どもとの関係や義務は消滅しない。法定別居および離婚の手続中，裁判所は常に父母に対して，子どもへの義務が継続することを指摘し，指導すべきであるとされる²⁶。

（2）監護に関わる手続

²¹ CX v. CY (minor: custody and access) [2005] 3 S.L.R. 690.

²² AQL v. AQM [2013] 1 SLR 840.

²³ BNS v BNT [2015] 3 SLR 973.

²⁴ Tan Siew Kee v Chua Ah Boey [1987] SLR (R)725.

²⁵ Leon Wai Kum, From Substantive Law Towards Family Justice for the Child in Divorce Proceeding in Singapore, pp.597.

²⁶ Leon Wai Kum, op.cit., p.606.

法定別居または離婚の手続において、子の利益を保護するために以下の事項が行われる²⁷。

①裁判所は子の代理人（child representative）を任命する。子の代理人とは、特別に訓練を受けた専門家の中から家庭司法裁判所が任命する第三者たる専門家で、別居・離婚後の子の処遇のために、その子の最善の利益を実現するために、当事者とは異なる視点に立って裁判所の支援をする。別居・離婚の当事者も子の代理人任命の必要性を訴え裁判所に任命を請求することができるが、原則として、裁判所は必要と判断する場合にはいつでも子の代理人を任命することができる。②裁判所は、必要に応じて、子に適正な検査をするための指示をすることができる。③裁判官は、その婚姻により出生した子の福祉のために必要なすべての手配が尽くされたと確認するまで、婚姻関係を終局的に終了させることになる最終的な離婚決定を留め置くことができる。

女性憲章の2016年改正で新設された第94A条では、親教育プログラム（parenting programme）を完了した後でなければ、離婚請求または離婚請求への応訴をすることができないと定められている。女性憲章の下位規則である2016年女性憲章（親教育プログラム）規則（Women’s Charter (Parenting Programme) Rules 2016 (S 565/2016)およびその改正法である2018年女性憲章（親教育プログラム）（改正）規則（Women’s Charter (Parenting Programme) (Amendment) Rules 2018 (S 10/2018)では、21歳未満の子をもつ者が、法定別居または離婚の相手方との間に扶養、婚姻中に得た資産の分割、子の生活に関する手配および非養育親がどのように子との定期的なコンタクトを保ち続けるか等の事項に関する合意が整っていない場合には、親教育プログラムの受講を義務付け、親教育プログラムは2年の期間内に完了させていなければならないとする。この親教育プログラムは、婚姻、離婚、離婚が夫婦間の子に与える影響についての情報を提供するものであり、社会・家庭発展省(Ministry of Social and Family Development)の指導のもとで離婚支援専門局（Divorce Support Specialist Agencies）によって実施されている。

子の代理人は、子どもと対話し、子の視点とを明らかにし、その子の最善の利益を実現するために何をすれば良いのかを裁判所に伝えなければならない。子の代理人は、必要に応じて教員、カウンセラーその他の子自身を知る専門家に報告書を提出させ、子の父母や弁護士を招集して会合を設けることができる。すなわち、子の代理人システムは、父母のいずれかを子に選ばせるのではなく、その子にとっての家庭的な環境（home environment）がどのようなものかを第三者たる子の代理人が、その子自身から引き出し、裁判所が決定をする上での判断材料とするものである。

（3）離婚後における子の監護に関わる手続

離婚後に必要な子に関わる手続として、子の世話と監督、監護、アクセス等の子の生活上の手配に関わる決定がある。国際結婚および離婚が増加し、離婚後に養育親と定められた親が、シンガポールを去り、子どもと共に本国へ永住帰国を欲する事例が増加している。シンガポールは、1980年国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（子の奪取条約）、1996年親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約（ハーグ親責任条

²⁷ 家庭司法裁判所実施令（Family Justice Court Practice Direction 2015 (Part IV, Processes Relating to Children)）および家庭司法裁判所規則（Family Justice Rules 2014 (S 813/2014)）に規定されている。

約)を批准しており、国内実施法として国際的な子の奪取法 (International Child Abduction Act, Cap 143C, 2011 Rev Ed.)も制定した。さらに、2016年に家族司法裁判所は、アメリカ合衆国で採用されているペアレンティング・コーディネーター (Parenting Coordinator) 制度を導入し、高葛藤事例について法学、精神医学、メディテーション、そして教育等の分野に裁判官がペアレンティング・コーディネーターの任命をすることができるようになった。ペアレンティング・コーディネーターは、ジョイント・ペアレンティング (joint parenting) の利点を教え、父母相互のコミュニケーションを促進し、父母が主体的に合意による紛争解決していける状態になるよう支援する。

21歳未満の子がいる場合には、離婚前親プログラムと別に、社会・家庭発展省は、面会交流やカウンセリング・プログラム等の任意の複数の支援プログラムを組み、離婚したカップルが離婚後も子の福祉になるような調整を行う。

子の父母の関係性が悪く高葛藤の事例については、子の代理人と共に裁判所が任命する相談役を付す。この相談役の役割は、(a)子の視点と子の最善の利益を奨励すること、(b)折々に父母に子の最善の利益についてリマインドすること、(c)早い段階でカウンセラーを子に紹介し適切な支援を子に与えること、および(d)平和的解決の可能性を高め、離婚のトラウマを軽減させられるような機会を高めることにより長期的に継続可能な親子の絆を築くこと、である。

(4) 国際的な子の奪取法

1980年国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (子の奪取条約) の国内実施法として制定された国際的な子の奪取法 (International Child Abduction Act, Cap 143C) は、2010年に制定され、2011年に改正されている。中央当局は、地方自治開発省 (Ministry of Community Development, Youth and Sports) であり、家庭司法裁判所が裁判管轄権を有する。本法の第8条は、子の奪取条約の定める意味において子どもがシンガポールに連れ去りまたは留置されることにより、締約国の法で認められた監護権の侵害を受けた者は、家庭司法裁判所にその子の返還命令を請求することを認める。

第14条は、事案について相当な利益を有するとして裁判所に出頭する者による、子の奪取条約の第15条の目的のためになされる申請に関して、シンガポールからの子の連れ去り、またはシンガポール外での子の留置が条約で定めるところの不法であることを宣言を、家庭司法裁判所がすることを認める。

家庭司法裁判所の手続は、(a)子の奪取条約に基づく申請が、手続開始申立書 (originating summons) および宣誓供述書 (affidavit) の提出によって行われる。(b)裁判所の登録部門においてケース・カンファレンスが設けられ、登録官補佐 (Assistant Registrar) のもとで、書面の確認および追加書面の提出等の手続上の指示が与えられる。(c)聴聞にむけた準備が整ったら、家庭司法裁判所は具体的な日時を定め、地方判事 (District Judge) が聴取を行う。(d)裁判官執務室 (Chambers) における地方判事の面前で手続開始申立が行われ、手続が勧められるが、当事者間に合意が形成される可能性がある場合は、裁判官は当事者がメディエーションをするように、またはカウンセリングを受けるように指示することができる。手続開始以前に当事者間で合意に至っている場合には、その合意内容につき裁判官によりオーダーが発せられ、裁判所における手続

が終了される。(e)家庭司法規則(Family Justice Rules)第10編第173号ルールに基づき、子の奪取条約に基づいて家庭司法裁判所のオーダーを得た者は、そのオーダーが発せられた日から7日以内に、シンガポール中央当局にオーダーの控えを提出しなければならない。

なお、家庭司法裁判所における手続開始にあたって、手続開始申立書および宣誓供述書等の書面は電子訴訟システム(e-Lit)により提出されなければならない。手続開始にあたって、所定の費用を家庭司法裁判所の事務局に納めなければならない。電子システムによる申請方法の詳細、第8条および第14条に基づく手続に必要な宣誓供述書に記載されるべき内容等は、家庭司法裁判所のサイトに記載されている²⁸。手続開始申立は、代理人たる弁護士が出頭する場合には、当事者の出頭は必要ない。

²⁸ <https://www.familyjusticecourts.gov.sg/what-we-do/family-courts/international-child-abduction>.